

## 不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3101001	処分名	使用許可の取消し等		
区分	不利益処分・条例	処分権者	指定管理者		
担当部署	部 危機管理部	課	防災危機管理課		
根拠規定	鈴鹿市河川防災センター条例			第5条第1項	
基準規定	①	鈴鹿市河川防災センター条例		第5条第1項	
	②				
	③				
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	令和4年4月1日	最終更新日
	非公開該当		未設定理由		
	別紙『鈴鹿市河川防災センター使用許可に関する基準(抜粋)』による				
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日
	期間				
聴聞等	聴聞				
備考	指定管理者が基準の設定主体				

## 不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3102004	処分名	利用許可の取消し			
区分	不利益処分・条例	処分権者	指定管理者			
担当部署	部 危機管理部	課	交通防犯課			
根拠規定	鈴鹿市自転車駐車場管理条例			第10条		
基準規定	①	鈴鹿市自転車駐車場管理条例		第10条		
	②	鈴鹿市暴力団排除条例		第9条		
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月24日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 鈴鹿市自転車駐車場管理条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により、自転車駐車場の利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 施設等又は人体に危険を及ぼすおそれがある物品を自転車等に積載しているとき。</p> <p>(4) 施設等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(5) 利用を許可することが、暴力団を利することとなるとき。</p>					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						